

## 西宮市消費者教育推進庁内連携連絡会設置要綱

(設置)

**第1条** 本市における消費者教育を推進するため、庁内の関係部局との情報共有と連携強化を図り、西宮市消費者教育推進計画に基づく円滑で効果的な消費者教育推進事業を行なうため、西宮市消費者教育推進庁内連携連絡会（以下「連携連絡会」という。）を設置する。

(所管事務)

**第2条** 連携連絡会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 消費生活相談等の状況を踏まえ、消費者教育・啓発に関する情報共有及び意見交換等の連携を行い、より効果的な消費者教育の推進について協議する。
- (2) 消費者教育の推進にかかる施策の円滑な実施に必要な事項について協議する。

(組織)

**第3条** 連携連絡会は、次に掲げる会長、委員をもって組織する。

- (1) 会長は、産業文化局産業文化総括室長をもって充てる。
- (2) 委員は、消費者教育推進に関連する課の所属長または担当課長をもって充てる。

(運営)

**第4条** 連携連絡会は、会長が連携連絡会の議題に沿った課の委員を招集し、会長がその議長となり、会務を総括する。

- 2 会長は必要があるときは、連携連絡会に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第5条** 連携連絡会の庶務は、消費生活センターにおいて処理する。

(細則)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、連携連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年 4月1日から施行する。